型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－504	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｓ３Ｌ３－ＥＤＭ２	吸入負圧：3.1kPa　排気圧力：10.2kPa、吸入負圧：3.0kPa　排気圧力：10.0kPa	株式会社ＩＨＩシバウラ　東京都中野区本町１丁目32番地２号ハーモニータワー11階

○国土交通省告示第七百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十一年四月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2067	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＨＫ６ＡＥ12	スズキ　ＣＢＡ－ＨＧ21Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第七百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十一年四月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－010011	突入防止装置　平成自動車　突入防止装置　105Ｅ	有限会社平成自動車　大阪府大阪市此花区北港２丁目４番80号	
Ｅ43－58Ｒ－010012	突入防止装置　Ｅ－ＳＰＣ50	〃	
Ｅ43－58Ｒ－010013	突入防止装置　Ｅ－ＳＰＣ100	〃	

○国土交通省告示第七百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第１項の規定により、平成二十一年四月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2068	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ18Ａ20	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＮ６、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＮ７	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊎Ｇ－2069	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ20	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＮ８、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＮ９	〃

○国土交通省告示第七百三十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十一年五月二十八日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十一年七月十五日

国土交通大臣　金子　一義

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－327	ホンダ　ＪＢ　Ｋ－ＭＦ11	オートバイ	ホンダ　Ｍ　Ｆ11Ｅ	0.248	本田技研工業株式会社　京都港区南青山２丁目１番１号

○海上保安庁告示第二百四号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称	名古屋港東航路第三号灯標
位置	
所在地	愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約三・八キロメートル）
北緯	三四－五八－〇七
東経	一三六－四七－五二
変更した事項	位置
変更した事項	正規位置の三四度約三一七メートル
変更年月日	平成二十一年五月七日
記事	一時変更

○海上保安庁告示第二百五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称	名古屋港東航路第七号灯標
位置	
所在地	愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南東方約一一〇メートル）
北緯	三四－五九－四九
東経	一三六－四九－一五
変更した事項	位置
変更した事項	正規位置の三四度約五〇〇メートル
変更年月日	平成二十一年五月八日
記事	一時変更
名称	銚子大橋橋梁灯（Ｌ１灯）
位置	
所在地	千葉県銚子港（銚子港一ノ島灯台の西南西方約三・一キロメートル）
北緯	三五－四四－一七
東経	一四〇－四九－二七
変更した事項	業務休止
変更年月日	平成二十一年五月八日
名称	銚子大橋橋梁灯（Ｒ１灯）
位置	
所在地	銚子大橋橋梁灯（Ｌ１灯）の北方約五〇メートル
北緯	三五－四四－一九
東経	一四〇－四九－二七
変更した事項	業務休止
変更年月日	平成二十一年五月八日
名称	銚子大橋橋梁灯（Ｐ１灯）
位置	
所在地	銚子大橋橋梁灯（Ｌ１灯）の南東方約二九メートル
北緯	三五－四四－一六
東経	一四〇－四九－二七
変更した事項	業務休止
変更年月日	平成二十一年五月八日
名称	銚子大橋橋梁灯（Ｐ２灯）
位置	
所在地	銚子大橋橋梁灯（Ｌ１灯）の南南西方約二八メートル
北緯	三五－四四－一六
東経	一四〇－四九－二七
変更した事項	業務休止
変更年月日	平成二十一年五月八日
名称	銚子大橋橋梁灯（Ｐ３灯）
位置	
所在地	銚子大橋橋梁灯（Ｌ１灯）の北東方約七八メートル
北緯	三五－四四－二〇
東経	一四〇－四九－二七
変更した事項	業務休止
変更年月日	平成二十一年五月八日
名称	銚子大橋橋梁灯（Ｐ四灯）
位置	
所在地	銚子大橋橋梁灯（Ｌ１灯）の北方約七九メートル
北緯	三五－四四－二〇
東経	一四〇－四九－二七
変更した事項	業務休止
変更年月日	平成二十一年五月八日

○海上保安庁告示第二百六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二